

第 4 回 宇宙開発委員会（臨時会議）

議 事 次 第

1. 日 時 昭和 5 3 年 3 月 2 4 日（金）
 午前 1 0 時～ 1 2 時
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 。宇宙開発に関する基本計画について
4. 資 料
 委 4 - 1 第 3 回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨
 委 4 - 2 宇宙開発に関する基本計画について

委 4-1

第3回宇宙開発委員会（臨時会議）

議 事 要 旨

1. 日 時 昭和53年3月17日（金）
午後1時～2時30分
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 (1) 宇宙開発政策大綱について
(2) 宇宙開発計画の改訂について
4. 資 料
委3-1 第2回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
委3-2 宇宙開発政策大綱（案）
委3-3 宇宙開発計画（昭和52年度決定）（案）

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

“ 委員

“ “

“ “

関係者庁職員等

科学技術庁研究調整局長

文部省学術国際局審議官

通商産業省機械情報産業局次官

“ 工業技術院総務部長

運輸省大臣官房参事官

“ 気象庁総務部長

網 島 毅

吉 識 雅 夫

八 藤 東 福

斎 藤 成 文

園 山 重 道

手 塚 晃

（代理：滝本）

水野上 晃 章

（ “ ：吉田）

沢 井 新一郎

（ “ ：高橋）

沼 越 達 也

（ “ ：上田）

高 井 重 寿

（ “ ：山中）

運輸省海上保安庁総務部長

郵政省電波監理局審議官

建設省大臣官房技術参事官

東京大学宇宙航空研究所

郵政省電波監理局

宇宙開発事業団

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

“ “ 宇宙国際課長

“ “ 宇宙開発課長

鈴 木 登

（代理：石井）

門 田 博

（ “ ： 甕）

北 野 章

（ “ ：渡辺）

渡 辺 清

九 里 茂

飯 塚 裕 久

伊 藤 栄 一

三 浦 信

雨 村 博 光他

6. 議事要旨

(1) 前回議事要旨

第2回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨が確認された。

なお、前回指摘された牧野昇政策大綱調査会座長の発言部分については本人に確認を得た旨報告された。

(2) 宇宙開発政策大綱について

事務局から委3-2に基づいて説明が行われたのち、以下の質疑応答が行われ、大綱が決定された。

網島： 大綱の今後の取扱い方についてはどうするか。

園山： 内閣総理大臣に意見具申し、大臣から22日の閣議に報告する。

なお、科学技術会議、原子力委員会等の長期計画等もその扱いは資料配布または閣議報告とされている。

網島： 委員会は、8条機関であるため、閣議報告でやむをえないのかもしれないと思う。

園山： 内閣総理大臣の諮問機関である宇宙開発委員会が大綱を決定することは、委員会設置法に基づくものであり、その限りでは閣議にかける必要はない。総理大臣は委員会から具申された意見を尊重しなければならないことが同法に規定されており、閣議報告で問題はないと考えた。

なお、長期にわたるものは予算的裏付けもむずかしく閣議了解や決定事項になじまないとされている。

八藤： 閣議報告にした理由は納得できない。

宇宙開発委員会を単なる内閣総理大臣の諮問機関と規定するのはおかしいと思う。又、予算的裏付けのないものは閣議決定になじまないというのはおかしいのではないのか。

科学技術会議の答申が閣議決定でなかつたといつても委員会で決めた大綱が決定事項にならないという理由にはならない。

なお、大綱の総理大臣への具申形式はどうなるのか。

事務局： 例年通りの宇宙開発計画の送り状に計画と大綱を連記したものを考えている。

八藤： 毎年だす計画と大綱は性格が異なるので別々に取扱つた方がよい。又、大綱の送り状の文面はもう少し考慮した方がよい。

事務局： 二つを分けて起案する。

網島： 具申後の意見の取扱いは我々が決めるものではないので閣議了解事項にすることについては固執しないが、我々の精神が十分尊重してもらえるような取扱いをしてもらいたい。

吉識： 同じ意見である。

(3) 宇宙開発計画の改訂について

事務局から資料委 3-3 に基づいて説明が行われたのち、以下の質疑応答が行われ、計画が決定された。

八藤： 23頁の「予算」を「政府予算」とする件はどうなつたのか。

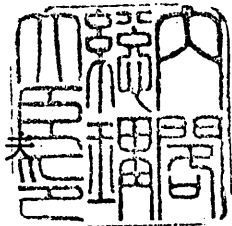
事務局： 宇宙関係の予算のまとめ方としては、将来行政機関以外のものを含めることも考えられるので、広い解釈も可能とするよう単に予算とした。

網島： 今回は予算という形で出しておき、来年度はさらに検討の上決めることとしたい。

53研第48号
昭和53年3月23日

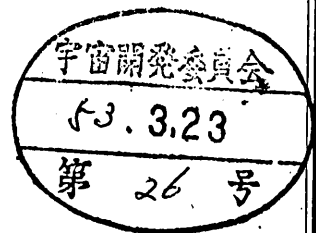
宇宙開発委員会委員長
熊谷太三郎 殿

内閣総理大臣
福田 赳 夫



宇宙開発に関する基本計画について

標記の件について、別紙のとおりこれを定めたく、宇宙開発事業団法（昭和44年法律第50号）第24条に規定する貴委員会の議決を要請する。



宇宙開発に関する基本計画

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

近年、宇宙技術の急速な発展により、宇宙の科学研究及び通信、気象観測等の宇宙利用が広く行われるようになってきており、さらにスペースシャトル等新たな宇宙輸送システムが具体化してきたことにより、世界的に宇宙の研究及び利用が広範に促進される新たな時代を迎えようとしている。

一方、我が国においても、これまでの十数年の努力により宇宙開発の基礎固めの段階を終え、科学研究及び実利用の両分野にわたって多様な開発活動が可能となってきたところである。

このような情勢を踏まえ、我が国としてはさらに一層宇宙開発を推進することとし、次により関係各界の総力をあげてこれに取り組むこととする。

1. 開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和52年度決定）に基づいて行う。

2. 開発体制については、宇宙開発委員会における重要施策の企画調整機能の一層の充実強化を図る。また、関係各機関は、宇宙開発委員会の方針に沿って、その分担と役割に応じ相互の協力を維持しつつ研究及び開発を進める。
3. 開発を進めるに当たっては、進捗状況の把握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行うとともに、特に資金の効率的な運用に配慮する。

宇宙開発に関する基本計画について(案)

昭和 53 年 3 月 24 日
宇 宙 開 発 委 員 会
議 決

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定めること
については異議がない。

記

近年、宇宙技術の急速な発展により、宇宙の科学研究及び通信、
気象観測等の宇宙利用が広く行われるようになってきており、さ
らにスペースシャトル等新たな宇宙輸送システムが具体化してき
たことにより、世界的に宇宙の研究及び利用が広範に促進される
新たな時代を迎えようとしている。

一方、我が国においても、これまでの十数年の努力により宇宙
開発の基礎固めの段階を終え、科学研究及び実利用の両分野にわ
たつて多様な開発活動が可能となってきたところである。

このような情勢を踏まえ、我が国としてはさらに一層宇宙開発
を推進することとし、次により関係各界の総力をあげてこれに取
り組むこととする。

1. 開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和
52年度決定）に基づいて行う。

2. 開発体制については、宇宙開発委員会における重要施策の企
画調整機能の一層の充実強化を図る。また、関係各機関は、宇
宙開発委員会の方針に沿って、その分担と役割に応じ相互の協
力を維持しつつ研究及び開発を進める。
3. 開発を進めるに当たっては、進捗状況の把握及び成果の評価
を行いつつ、計画の管理を合理的に行うとともに、特に資金の
効率的な運用に配慮する。